

ドイツの多文化共生プログラムの実際

○松岡洋子（岩手大学）

足立祐子（新潟大学）

1. はじめに

ドイツ連邦共和国では戦後（東西統一以前の旧西ドイツにおいて）、ドイツ系帰還移民、二国間協定による労働者、難民など多くの外国人を受け入れ、70年代以降その定住化が進んでいる。そして、このような移民的背景を持つ住民のドイツ社会への統合およびドイツ人住民との共生が大きな課題となっている。

現在、連邦政府、州政府、自治体、あるいは市民団体により、移民的背景を持つ住民とドイツ人との共生を目指した各種プログラムが実施されている。この中には外国人に対するドイツ社会への統合プログラムだけでなく、ドイツ人を対象とする受け入れのための共生トレーニングもあり、双方向からの多文化的統合が試みられている。ここでは、多文化共生を目指した具体的なプログラムについて関係機関の聴き取り調査および見学を行った結果を報告する。

2. 調査の概要

2. 1. これまでの調査—行政施策、方針—

発表者たちは2002年8月に外国人労働者のためのドイツ語協会（Sprachverband Deutsch für auslaendische Arbeitnehmer）において外国人労働者とその家族に対するドイツ語教育の概要について調査し、労働者とその家族に必要なドイツ語教育のカリキュラム、教材および教師教育についての情報を得たⁱ。また、2003年9月に、連邦政府難民認定局（Bundesamt für die Anerkennung ausländischer Flüchtlinge）、フランクフルト市多文化局（Amt für multikulturelle Angelegenheiten Amstleiterin）、ノルトライン・ウェストファーレン州政府移民センター（Landeszentrum für Zuwanderung Nordrhein-Westfalen）を訪問し、連邦政府、州政府、自治体の外国人住民のコミュニケーションに関わる施策について聞き取り調査を行った。連邦政府は、移住外国人の社会統合事業の目的として移住者のゲッター化を防ぎ、ドイツ人社会と移住者社会との二重構造化を避けることをあげ、移住者に対する啓発、教育だけでなく、市役所、保健所、警察など公的機関に勤務するドイツ人職員に対する異文化トレーニング、反差別教育なども実施している。この施策には、移住外国人の社会参加、ドイツ人住民の外国人住民に対する理解促進、および双方の対話の重視という基本姿勢があることがわかったⁱⁱ。

2. 2. 今回の調査—事業の実際—

今回は、より具体的に各事業についての概要を知るために、フランクフルト市多文化局の外国人の母親のためのドイツ語クラス（Mama lernt Deutsch class）および、エッセン地区移住者児童・青少年のための職業支援事務所（Regionale Arbeitsstelle zur Förderung von Kindern und Jugendlichen aus Zuwandererfamilien, Essen = エッセン RAA）の幼稚園児の母親クラス（Rucksack-Group）の見学を行った。また、ケルン応用科学大学の警察官異文化トレーニング

(Interkulturelle Trainings bei der Polizei ,Fachhochschule Keoln) 担当者およびメットメン地区警察の警察官と移住者との多文化トレーニング担当者に対する聞き取り調査を行った。

フランクフルト市多文化局では、移民的背景を持つ子どもたちの教育と職業分野での統合をより効果的に支援する事業の一環として、母親に対するドイツ語学習支援事業を実施している。この事業の目標として、より具体的(実践的)なドイツ語能力の習得、バイリンガルに対する気づきの促進、教育システムに関する知識供与、学校と家庭との連携強化、教育機関に対する保護者の抵抗感(恐怖心)の軽減といったことが挙げられている。この事業は、市民大学、学校局、教員組合、保育所などの協力で実施されている。このプログラムは母親だけでなく父親も対象となっており、家庭が子どもの教育に対し積極的な役割を担うことが期待されている。

エッセン RAA の母親クラスはリュックサックグループと呼ばれるトルコ人の母親クラスである。週1回子どもの通う幼稚園に集まり、子どもの母語発達をどのように促すかについて学んでいる。これと並行して幼稚園では子どもたちに対してドイツ語教育が行われている。子どもの成長には親が教育の重要性を認識し、必要な知識を得ることが不可欠であること、また、親の持つ言語、文化を子どもが継承していくことの重要であることを親に伝えるためのプログラムであり、フランクフルトの母親に対するクラスと同様の事業である。

一方、ケルン応用科学大学の異文化トレーニンググループは、警察官や市役所職員などに対する異文化トレーニングの方法について研究、開発し、実施している。また、メットマン地区警察では警察官、移住者それぞれ10名が参加する多文化トレーニングが年1回実施されている。これらのプログラムは、ドイツ人が移民的背景を持つ住民に対して持っている偏見に気づかせ、それを取り除き、また、共に社会の一員として生活するための意識を啓発するためのものである。

3. 事業の今後について

今回調査した各事業は移民的背景持つ住民のドイツ社会への一方的な同化を促進するためのものではない。移民的背景を持つ住民が有する言語、文化を尊重しながら、ドイツ人との相互理解を図り、双方が社会の正式なメンバーとして新しい社会作りを目指すためのものである。

2003年1月より施行予定だった新移民法ⁱⁱⁱは、「国内において経済的、文化的、社会的生活を営む合法的な外国人に対する統合を促進する」(第43条第1項)、「統合コースを提供することを通じ、外国人の統合を支援する」(同第2項および第3項)と規定している。しかし、移民がドイツに一方的に同化されることによってドイツ人と移民との平和的共存が実現できるわけではない。社会制度、法規の改革と同時に今回、調査対象となったような多文化共生を目指したプログラムの効果を検証し、住民の意識改革を行うことが重要である。

*この調査は日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C)(1) 課題番号 15632002 研究課題「移住外国人のコミュニケーションのための言語政策に基づく共通言語教育」研究代表者:松岡洋子)により実施した。

ⁱ 第24回異文化間教育学会(2003年5月)において報告した。

ⁱⁱ 日本言語政策学会第3回研究発表会(2003年11月)において報告した。

ⁱⁱⁱ 2002年12月に議決に違法性が認められ廃止となり、現在、議会に再提出のため準備中ということである。